

宇治市子ども・子育て会議について

1. 「宇治市子ども・子育て会議」とは

宇治市子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」に定められた合議制の機関として、「宇治市子ども・子育て会議設置条例」に基づき、平成25年12月18日に設置したものです。

委員は、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者など、児童福祉・幼児教育双方の観点を持った、幅広い関係者によって構成されています。

なお、任期は3年としており、現在の委員の任期は令和5年7月27日までとなっています。

2. 宇治市子ども・子育て会議の役割 宇治市子ども・子育て会議設置条例第3条

国の法律や宇治市の条例に定められた、「宇治市子ども・子育て会議」の役割（所掌事務）は、次のとおりです。

（1）子ども・子育て支援法に定める事務

「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更の際して意見を述べること
【法第72条第1項第3号】

令和2年3月に策定した「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」と新たに策定した「宇治市子どもの貧困対策推進計画」についてご意見をいただきます。

宇治市の子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項、施策の実施状況について調査審議すること
【法第72条第1項第4号】

市の子ども・子育て支援施策の実施状況の確認などを通じて、計画の進捗状況について管理・評価をしていただくとともに、併せて、新たに策定した「宇治市子どもの貧困対策推進計画」について、実施状況を確認し、進捗状況の管理・評価をしていただきます。

特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）及び特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の利用定員の設定に関して意見を述べること【法第72条第1項第1号、第2号】

各施設・事業の利用定員の設定について意見をいただきます。

（2）その他、宇治市の子ども・子育て支援に関する必要な調査及び審議

その他、必要に応じて、宇治市の子ども・子育て支援に関する調査の実施や、ご意見をいただきます。

3 . 宇治市子ども・子育て会議の運営について

(1) 会議の開催日時について

- ・ 会議の開催曜日や時間帯が偏ることのないよう、会議開催日時については、事務局が各委員の都合を聞いた上で調整します。

(2) 会議録の作成について

- ・ 会議での意見交換や協議内容を記録するとともに、広く市民にその内容を公開するため、会議内容を録音し、会議録を作成します。
- ・ 会議録は、発言内容をまとめた要約での記載とし、発言者は「会長」「委員」「事務局」等の記載とします。
- ・ 会議録は、事務局で作成後、会長の確認を経て、全委員に送付するとともに、市役所 1 階行政資料コーナー、市ホームページで公開します。

(3) 参考資料等の取り扱いについて

- ・ 事務局で準備する会議資料のほか、参考資料（イベントの開催案内チラシなどを含む）等の配布を希望される場合は、事務局（こども福祉課）へ相談してください。会長の確認を経て、事務局から配布するとともに、原則として傍聴者、報道機関にも配布します。

(4) 意見等を出しやすい会議運営に向けて

- ・ 会議における委員による意見交換等の時間を十分に確保するために、事務局の資料説明を必要最小限に抑えるとともに、可能な限り、会議資料を事前に全委員に送付します。
- ・ テーマ等により、必要に応じて、少人数グループによる意見交換の場を設けるなど、柔軟な会議運営に努めます。

宇治市子ども・子育て会議設置条例（平成25年宇治市条例第41号）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として、宇治市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）子ども・子育て支援 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。

（2）子ども 法第6条第1項に規定する子どもをいう。

（3）保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。

（所掌事務）

第3条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

（1）法第72条第1項各号に掲げる事務

（2）その他本市の子ども・子育て支援に関し必要な調査及び審議を行うこと。

（組織）

第4条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）子どもの保護者

（2）関係団体の推薦を受けた者

（3）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（4）子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

（5）前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第8条 会長は、子ども・子育て会議の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援主管課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議の会議に諮つて定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（会議の特例）

2 この条例の施行後最初の子ども・子育て会議の会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号） 抜粋

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ

る者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 ……教育・保育施設の設置者……の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園
- 二 幼稚園
- 三 保育所

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 ……地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所ごとに、……小学校就学前子どもに係る利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援

事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合に

っては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。